

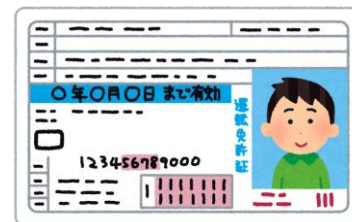
検査の結果が陽性となった方へ（薬局での検査キット購入者向け）

はじめに

- 発熱外来での受診を症状の重い方や基礎疾患をお持ちの方等に優先させるために、**65歳未満で基礎疾患がなく、「症状がない場合」又は「症状が軽い場合」は茨城県陽性者情報登録センターの登録にご協力をお願いします。**
- 薬局で検査キットを購入した方で自己検査で陽性判定となった場合、**次の①～④の条件（①65歳以上、②基礎疾患を有する、③妊娠している（妊娠の可能性がある）、④症状が続いている方（概ね4日間））のいずれにも該当しない方であって、「症状がない、又は、症状が軽い」場合には、速やかにセンターへ登録してください。**
- 一方、**上記①～④のいずれかの条件に該当する方、症状の重い方は診療・検査医療機関を受診してください。**

陽性登録の際に必要なもの

- 茨城県陽性者情報登録センターの登録の際に必要なものは次のとおりです。
 - ・「（陽性判定の検査結果が確認できる）抗原検査キット」の写真
 - ・抗原検査キットの製造メーカー、製品名
※登録ができる抗原検査キットの対象は「医療用（薬事承認済）」です。
 - ・身分証明書（運転免許証・健康保険証・パスポート・身体障がい者手帳等）



陽性の場合茨城県陽性者情報登録センターに登録してください

- 上記「はじめに」に記載のとおり、**センター登録の対象となる方は、登録のご協力をお願いします。**
なお、**センターに登録いただいた場合でも、療養証明書は発行できませんので、ご了承ください。**
一方、**（重症化リスクがある）65歳以上の方等や症状の重い方につきましては、診療・検査医療機関の受診をお願いします。**
- 上記により、センターの登録を行うまでの間、症状が重くなった場合には、診療・検査医療機関の受診をお願いします。
- **センターでは薬の処方はいりません。**療養中に市販薬以外のお薬が必要な場合には、お近くの診療・検査医療機関へご相談ください。
- 陽性者の療養期間は次のとおりです。
 - ①有症状の方：「発症日から7日間経過」かつ「症状が軽快（解熱剤を使用せずに解熱し呼吸器症状が改善傾向）してから24時間経過」
 - ②無症状の方：検体採取日から「7日間経過」
 ただし、**療養開始から5日目に、抗原検査キットによる検査で陰性を確認した場合には「5日間経過後」**
 ※療養期間中に発症した場合はその日から①のカウント開始



茨城県陽性者情報
登録センター

【この検査に関するお問合せ先】
0570-089-015

受付
時間

午前9時30分から
午後5時30分まで
（土日祝日を含む毎日）



↑詳しくは県ホームページへ